

川崎市立学校ごみ減量化・資源の再利用推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市立学校のごみの減量化と資源の再利用化を図るため、川崎市立学校ごみ減量化・資源の再利用推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項の協議を行う。

- (1) 川崎市立学校のごみ減量化推進の諸方策について
- (2) 川崎市立学校の児童・生徒の環境教育推進について
- (3) 「循環型社会」構築のための学校教育推進について
- (4) その他学校のごみ減量化について必要な事項について

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、教育委員会教育環境整備推進室担当課長をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 環境局生活環境部減量推進課長
- (2) 学事課長
- (3) 健康給食推進室担当課長
- (4) 指導主事
- (5) 学校長代表
- (6) 学校用務員代表
- (7) 給食調理員代表
- (8) その他、委員長が必要であると認めた者

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて開催する。

- 2 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。
- 3 委員が出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(意見等の聴取)

第6条 委員長が必要と認めるときは、関係職員及び関係者の出席を求め、説明を聞くことができる。

(議決)

第7条 委員会において、議決を要する議事については、委員の出席の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は教育環境整備推進室において処理する。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱の定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年11月1日から施行する。
- 2 川崎市立学校(園)ごみ減量化推進協議会設置要綱(平成13年10月決裁)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。